様式一覧

【様式１】質問書

【様式２】参加申込書

【様式３】企画提案応募申請書

【様式４】会社概要

【様式５】契約実績

【様式６】誓約書

【様式７】共同企業体協定書（例）**【様式１】**

**質問書**

令和　　年　　月　　日

　沖 縄 県 知 事　　殿

 　　　 質問者　 住所又は所在地

 名称又は商号

 代表者職氏名 　　 （押印省略）

 電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 担当者氏名

　「会議録システム更改業務」に係る企画提案について、以下のとおり質問します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項番 | 資料名称 | 該当項目 | 質問内容 |
|  １ |  |  |  |
|  ２ |  |  |  |
|  ３ |  |  |  |
|  ４ |  |  |  |
| ５ |  |  |  |
| ※　行が不足する場合等は、上記フォーマットで質問事項を記載した別紙を添付ください。 |

**【様式２】**

|  |  |
| --- | --- |
|  受付番号 |  |

**参　加　申　込　書**

「会議録システム更改業務」における企画提案に参加を申し込みます。

令和　　年　　月　　日

　沖　縄　県　知　事　　殿

　　　　　　　　　　　　提出者　　住　所

　　　　　　　　　　　　（注）

　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　印

 連絡担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　所属・職・氏名

 電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　 FAX番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅ-mail

(注)共同企業体で申し込む場合は代表法人とし、構成企業を下記に記入すること。

|  |
| --- |
| 【共同企業体構成企業】（※共同企業体の場合のみ記入） |

**【様式３】**

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |

**企画提案応募申請書**

　「会議録システム更改業務」に係る企画提案応募要領により、企画提案に応募します。

令和　　年　　月　　日

　沖　縄　県　知　事　　殿

　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

 　　　［連絡担当者］

　　　　　　　　　　　　　　　　　所属・職・氏名

 電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅ-mail

※共同企業体で申請する場合は、申請者は代表法人とし、構成企業を下記に記入すること。

|  |
| --- |
| 【共同企業体構成企業】(※共同企業体の場合のみ記入) |

**【様式４】**

**会　社　概　要**

|  |  |
| --- | --- |
| 会　社　名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 所在地（都市名） |  |  関係会社 |  |
| 設立年月日 |  |
| 資　本　金 |  円 |
| 社　員　数 |  人 |
| 主要加盟団体 |  |
| 会社の主要業務： |
| 主要株主 | 株　　主　　名 | 持　株　割　合 |
|  |  ％ |

添付書類　１　会社の組織図（任意様式）

　　　　　２　定款の写し

　　　　　３　会社の概要等が記載されたパンフレット等があれば１部

（注）共同企業体の場合は、構成企業ごとに本様式を作成してください。

**【様式５】**

**契約実績**

※都道府県議会の会議録システムについて、ＡＳＰサービスの導入に係るシステム構築業務の契約実績について記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  年度 | 委　託　元 | 受託金額 | 受 託 内 容 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※共同企業体の場合は、構成企業ごとに本様式を作成してください。

**【様式６】**

誓　約　書

「会議録システム更改業務」の企画提案に応募するに当たり、下記について誓約いたします。

記

１　当社は、国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の法人ではありません。

２　当社は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団）若しくは暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人ではありません。

令和　　　年　　　月　　　日

沖縄県知事　殿

住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（参考）

〇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）※抜粋

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

２　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

　（中略）

６　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

※共同企業体の場合は、構成企業ごとに本様式を作成してください。

**【様式７】**

**共同企業体協定書（例）**

（目的）

第１条　当共同企業体は、沖縄県の発注に係る「会議録システム更改業務」（「以下、委託業務」という。）を協働連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、●●●●共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第３条　当企業体の構成員は次のとおりとする。

　　　　　住　　　　所

 商号又は名称

　　　　　住　　　　所

 商号又は名称

　　　　　住　　　　所

 商号又は名称

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、委託業務の履行期間満了となる令和　年　月　日までは解散することができない。

２　委託業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（代表幹事の名称）

第５条　当企業体は、●●●を代表幹事とする。

（代表幹事の権限）

第６条　当企業体の代表幹事は、委託業務に関し、当企業体の代表としてその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者と折衝する権限並びに請負代金の見積、請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資比率）

第７条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。

　　　　　株式会社　　　　　　　％

　　　　　株式会社　　　　　　　％

　　　　　株式会社　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価等を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第８条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務に係る契約の履行にあたるものとする。

（構成員の責任）

第９条　各構成員は、委託業務に係る契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条　当企業体の取引金融機関は●●●とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（利益配分及び欠損事項）

第11条　利益及び欠損は、原則として第７条に規定する出資の割合によりそれぞれの構成員に分配し、または構成員が負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第12条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（委託業務契約期間中における構成員の脱退に対する措置）

第13条　構成員は発注者及び構成員全員の承諾がなければ、委託業務に係る契約の履行満了となる令和　年　月　日までは脱退することができない。

２　構成員のうち委託業務契約期間中に前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が協働連帯して本調達契約を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第７条に規定する割合に加えるものとする。

（構成員の除名）

第14条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務契約期間中に重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の規定により構成員が除名された場合においては、前条２項及び第３項を準用する。

（委託業務契約期間中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条　構成員のうちいずれかが委託業務契約期間中において破産又は解散した場合においては、第13条第２項及び第３項を準用するものとする。

（代表幹事の変更）

第16条　代表幹事会社が脱退もしくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表幹事に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表幹事とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第17条　当企業体が解散した後においても、委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は

共同連帯してその責を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第18条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

●●株式会社外●社は、上記のとおり●●●共同企業体協定書を締結したので、その証拠として正本●通及び副本１通を作成し、各通に構成員が記名捺印の上、正本については構成員が各１通を保有し、副本については発注者に提出する。

令和　年　月　日

　　　代表幹事　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代 　表 　者　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　構成員　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代 　表 　者　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　構成員　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代 　表 　者　　　　　　　　　　　　　　　　印